

2022年10月17日

報道関係者各位

株式会社東急コミュニケーションズ

## 総合不動産管理会社の東急コミュニケーションズ

# パートナーシップ構築宣言を策定

株式会社東急コミュニケーションズ（本社：東京都世田谷区、社長：木村 昌平）は、内閣府や中小企業庁が推進する「未来を拓くパートナーシップ構築推進会議」の主旨に賛同し、「パートナーシップ構築宣言」を策定、公表いたしました。

### ■ パートナーシップ構築宣言について

パートナーシップ構築宣言は、サプライチェーン全体の共存共栄と規模・系列等を超えた新たな連携や、親事業者と下請事業者との望ましい取引慣行の遵守を、企業の代表者が宣言するものです。

東急コミュニケーションズは、良質な社会的ストックの形成に貢献することを使命にしています。管理業を取り巻く協力会社の皆さまやお客様に新たな価値を提供し続けるうえで関わる事業者の皆さまとの連携・共存共栄を図ることで新たなパートナーシップを構築するため、以下の項目に重点的に取り組むことを宣言します。

### 1. サプライチェーン全体の共存共栄と規模・系列等を超えた新たな連携

直接の取引先を通じてその先の取引先に働きかける（「Tier N」から「Tier N+1」へ）ことにより、サプライチェーン全体での付加価値向上に取り組むとともに、既存の取引関係や企業規模等を超えた連携により、取引先との共存共栄の構築を目指します。その際、災害時等の事業継続や働き方改革の観点から、取引先のテレワーク導入やBCP（事業継続計画）策定の助言等の支援も進めます。

（個別項目）

企業間連携を通じた情報共有、サステナブル調達や健康経営を推進し、業務効率化を推進するとともに、人材育成等、付加価値向上に向けた仕組みの構築に努め、持続可能な社会実現に貢献します。

### 2. 「振興基準」の遵守

親事業者と下請事業者との望ましい取引慣行（下請中小企業振興法に基づく「振興基準」）を遵守し、取引先とのパートナーシップ構築の妨げとなる取引慣行や商慣行のは正に積極的に取り組みます。

#### ①価格決定方法

不合理な原価低減要請を行いません。取引対価の決定に当たっては、下請事業者から協議の申入れがあった場合には協議に応じ、労務費上昇分の影響を考慮するなど下請事業者の適正な利益を含むよう、十分に協議します。取引対価の決定を含め契約に当たっては、親事業者は契約条件の書面等による明示・交付を行います。

## ②手形などの支払条件

下請代金は可能な限り現金で支払います。手形で支払う場合には、割引料等を下請事業者の負担とせず、また、支払サイトを60日以内とするよう努めます。

## ③知的財産・ノウハウ

知的財産取引に関するガイドラインや契約書のひな形に基づいて取引を行い、片務的な秘密保持契約の締結、取引上の立場を利用したノウハウの開示や知的財産権の無償譲渡などは求めません。

## ④働き方改革等に伴うしわ寄せ

取引先も働き方改革に対応できるよう、下請事業者に対して、適正なコスト負担を伴わない短納期発注や急な仕様変更を行いません。災害時等においては、下請事業者に取引上一方的な負担を押し付けないように、また、事業再開時等には、できる限り取引関係の継続等に配慮します。

